

一般社団法人にこにこサポート 会員規約

第一章 総則

第1条（名称および所在地）

ベビーシッターサービス会員規約（以下「本規約」）は、一般社団法人にこにこサポートが認める登録シッターまたは提携会社が提供する派遣型の託児の委託・請負をいいます。

（以下総称して「本サービス」）

本サービスの本部は、宮城県仙台市青葉区小松島 2-3-18 一般社団法人にこにこサポート

（以下「当法人」）内におき、日本国内において、本サービスの提供を行います。

第2条（目的）

本サービスは、保護者に代わり育児・教育のスペシャリストであるベビーシッターが、保護者の「子育て方法」、「教育方針」を尊重しながら保護者の養育している乳幼児ならびに児童（以下総称して「お子様」）の託児をすることを目的とします。

第3条（対象）

保護者の要望に応じ、指定される場所（一般ご家庭、企業、ホテル等）における、0歳から12歳までのお子様の託児を対象としています。

第4条（適用および運営）

本規約は、当法人の提供する本サービスのご利用者すべてに適用されます。なお、本サービスの運営・管理は当法人が行います。

第二章 一般条項

第5条（正規会員）

本サービスに入会するためには、当法人指定のフォームによる申込みを行い、その申込みに対して当法人の入会承認を得ることを必要とします。その承認後に、入会金・年会費の納入が確認された時点をもって正規会員となります。

第6条（入会金・年会費の取扱い）

入会金・年会費は、ご家族単位（お子様の人数に関係なく）で納入していただきます。ま

た、支払いは当法人の指定する方法で納入していただきます。一度納入していただいた入会金・年会費は、いかなる理由があっても返還いたしません。

第7条（会員資格期間）

会員の有効期間は、年会費入金日から1年間とします。また、期間満了日の30日前までに文章により契約終了の申し出がない場合、再度、契約託児時間及び料金内容等を確認した上で更新する事とします。

第8条（会員資格の喪失）

会員は次の場合その資格を喪失します。

- ・本規約に違反した時
- ・当法人の名誉や信用を傷つけ、または秩序を乱した時
- ・当法人所属のシッターと直接または間接契約を結び実施した時
- ・年会費、利用料金などの支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない時
- ・契約書による期間が満了(但し、更新した場合は含まず。)
- ・当法人が解散した時

第9条（年会費）

会員は当法人に所定の年会費を所定の期日に支払うものとします。また、一度解約された場合でも年会費有効期間内の場合は、再契約時に年会費は継続されます。

第10条（利用料金）

本サービス利用料金は、通常料金・割増料金・オプション料金から構成されます。交通費など移動にかかる費用は実費精算とします。詳細につきましては「ベビーシッターサービス料金表」（以下「料金表」）に定めます。

第11条（受付時間）

本サービスの受付時間は、営業日午前9時から午後4時までとします。なお、電子メールならびに受付フォームでは、24時間の受付をします。その場合でも、当法人からの回答は翌営業日の午前9時からとなります。

第12条（提供時間）

本サービスの提供時間は、午前9時から午後5時までとします。なお、ご希望に沿って時間外も本サービスの提供を行います。

第13条（利用方法）

- ・受付フォーム、電子メールまたは電話にてご指定の日時・場所をご連絡下さい。折り返し当法人より手配状況の連絡を致します。ただし、当日、前日などの急なご利用の場合は、シッターの手配ができないこともあります。
- ・ご利用は2時間以上から承ります。その後は30分単位で精算を行います。なお、2時間未満でのご利用の場合も2時間分の料金となります。
- ・ご利用時間を延長、あるいは短縮する場合は前もって当法人にご連絡下さい。変更の内容により、別途料金が発生する場合があります。
- ・シッティング中の家事代行等はお子さまの安全を第一に可能な範囲でサポートさせていただきます。
- ・シッティングに必要な備品（日常使われている哺乳瓶・オムツ・玩具など）は会員にご用意いただき、無償で使用させていただきます。
- ・ご家庭に訪問する場合、誤解を招かない為にご家庭の貴重品（現金・貴金属・有価証券等）を安全な場所にて保管をお願い致します。
- ・本サービスは、複数担当制になりますが、ご指名のご要望にお答えする場合があります。

第14条（予約変更ならびに予約キャンセル）

ご利用日の前営業日の受付時間内までの予約変更につきましては、料金は発生しません。なお、予約変更の際は当法人まで電子メールもしくは電話でご連絡下さい。また、当日または連絡がなくキャンセルの場合はシッター2時間分のご利用料金と交通費（実費）が発生致します。

第15条（お支払）

- ・正規会員の利用料金は、毎月末締めで請求させていただきます。翌月10日までに当法人指定銀行までお振込下さい。
- ・ベビーシッターの往復交通費（電車・バスの実費、およびタクシー代等）は、ご利用料金と共に請求させていただきます。
- ・応急処置などにかかった費用、立て替えの費用は、実費をご請求させていただきます。
- ・お支払いを滞納された場合は、お支払い期日の翌日より遅延損害金（年率14.6%）が発生します。

第三章 病児・病後児託児

第16条（定義）

病児託児とは病気の初期にあり、発熱や病気特有の症状（発疹など）が見られ、医療機関での受診が必要なお子様であり、病後児託児とは病気の回復期にあり、集団生活（保育園、

幼稚園、小学校など）が困難なお子様を指します。

第17条（提供の範囲）

学校感染症における第二種とします。なお、お子様の状況により、第二種においても、本サービスの提供ができない場合があります。また、記載のないその他の感染症において、当法人の判断により、本サービスの提供を行う場合もあります。

第18条（利用料金）

本サービス利用料金は、通常シッター料金から構成されます。交通費など移動にかかる費用は実費精算とします。

- ・一度受診をした上でお受け致します。
- ・お子様の病名や状態によりお受け出来ない場合もあります。
- ・病児託児依頼書、投薬のある場合は与薬依頼書の提出をお願い致します。

第四章 その他の条項

第19条（本サービスの中断ならびに緊急対応）

本サービスの提供中にお子様の容態に著しい変化または変化の兆候が現れた場合は、本サービスの提供を中断し、保護者様にご帰宅の依頼を致します。その際は、速やかなご帰宅をお願いします。また、緊急を要すると判断された場合は、保護者さまの許可無く救急車の手配などを行います。

第20条（保険の適用）

本サービスでは、事故の発生を未然に防止するため善良な管理者の注意をもって、事故が発生しないように最大限の注意義務を尽くしておりますが、万一の場合に備えて賠償保険に加入しています。ただし不可抗力による事故等、保険金が支払われない場合があります。

第21条（提供の制限）

つぎの各号に定める事由により、本サービスの提供が制限される場合がありますので、予めご了承下さい。

- ・ご予約時に、ベビーシッターのスケジュール等の都合が合わないとき
- ・シッティング開始時に、体温が37.5℃以上のとき
- ・既往歴があり、通常のシッティングが困難であると判断したとき
- ・各種警報が発令され、通常のシッティングが困難であると判断したとき
- ・震度3以上の地震が短時間に複数回発生し、通常のシッティングが困難であると判断した

とき

- ・局地的豪雨などにより交通網が混乱をきたし、ご家庭に訪問ができないとき
- ・その他、お子様ならびにシッターの安全が確保できないと判断されるとき

第22条（医療行為）

本サービスでは、与薬などの医療行為は原則として行うことができません。なお、与薬を行う場合は当法人配布の与薬依頼書に必要事項を記載していただく事が必須となります。

第23条（交代）

本サービスの提供が長時間に及ぶ場合は、シッターが交代することがあります。この場合の交代にかかる費用（交通費など）は実費で精算させていただきます。

第24条（免責）

次の各号に定める事由により生じた損害について、会社は責任を負いません。

- ・本サービスを提供するにあたり、保護者より申告されたお子様の既往歴、状態の虚偽または重要事項の申告漏れによりシッティングの中断をしなければならないとき
（この場合はキャンセル扱いとなりキャンセル料金が発生します。第15条をご参照下さい。）
- ・本サービスの契約に含まれないお子様が同行された場合は、如何なる理由があろうとも、当社では一切の責任は負いかねます
- ・公共交通機関の遅延などによる不可抗力な事由による到着の遅れ
- ・災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由が発生したとき
- ・裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの利用に遅延または不能等が発生したとき
- ・戦争等の事態が発生したとき

第25条（機密保持）

当法人の職員等は本サービスを提供する上で知り得たお客様の情報については、第三者に開示致しません。この保守義務契約は、契約終了後も同様と致します。

第26条（本契約書に定めのない事項）

本規約書に定めのない事項については、児童福祉法令及びその他関係法令の定めを尊重し、双方が誠意を持って協議の上、決定します。

第27条（本規約等の変更）

当法人は、本規約等を任意に改定できるものとします。本規約等の改定は、改定後の本規約等を当社所定のサイトに掲示したときにその効力を生じ、会員は改定後の本規約等に従

うものとして。また、本サービス開始時には、本規約すべての記載内容について、同意されたものとみなします。

第28条（準拠法、裁判管轄）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関連して訴訟の必要を生じた場合は、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成25年1月17日現在